

# あなたの給料は、最低賃金を

# クリアしていますか？

以下を参考に、あなたの給料をチェックしてみましょう！

## STEP 1

### 確認



給料のうち、対象となる項目を「確認」してみましょう！

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。



対象

**基本給 + 諸手当\***

※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く



対象  
ではない

- ボーナス
- 残業代
- 精皆勤手当
- 通勤手当
- 家族手当
- その他臨時の手当

## STEP 2

### 比較



1時間あたりの金額に変換し、実際に「比較」してみましょう！

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

**時給の人** 時給額 そのままでOK！

**日給の人** 日給額 ÷ 1日の所定労働時間

**週給の人** 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

**月給の人** 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

**歩合給の人** 連合「**なんでも労働相談ダイヤル**」にご相談ください。

右の計算式で算出した金額と最低賃金額を比較します。

## STEP 3

### 相談



自分の給料が最低賃金より低かったら、「相談」してみましょう！

お勤め先に労働組合があれば...

- ▶ 組合から経営者に申し入れをしましょう。

労働組合がなければ...

- ▶ 連合「**なんでも労働相談ダイヤル**」へ電話してみましょう。

お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

「最低賃金をクリアしているかな?」「おかしいかな?どうかな?」と思ったら

「**なんでも労働相談ダイヤル**」へ  
お気軽にご相談ください！



いこうよ れんごうに  
**0120-154-052**



日本労働組合総連合会(連合)

連合



RENGOキャンペーン  
一人ひとりが主役です。